

<h1>第 30 号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 9. 7</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

団体交渉 申 10 号・申 13 号

本日 13 時 30 分より、東京支店会議室にて申 10 号・申 13 号について、それぞれ 2 回目となる団体交渉を行ないました。



申 10 号

「懲罰等に見える化するポイント制の一方的な運用を中止し、見直しを求める申し入れ」
組合)組合員社員に累積ポイントを伝えるのか。

会社)伝えて、再発防止にしていきたい。

組合)通達の内容を現場へ周知出来ていれば、このような事で現場が混乱する事は無かったのではないか。

会社)その点に関しては、謝罪したい。なお、ポイントをグラフにしたりはしない。

組合)ポイントを聞いた組合員社員の対応が何か問題となる点があった場合は、どのように対応するのか。

会社)本社に伝えてくれれば、つど対応していく。

申 13 号

「確実な整備制度の確立と車両課整備士の職場環境改善等に関する申し入れ」

組合)一回目交渉から、4 項の人材定着の点で議論していきたい。車両課整備士のための魅力付けとして、何が必要と考えるか。

会社)魅力付けとして、質問されれば、賃金という事になる、しかし、依然として赤字で 55 才の減額制度を改善し、あちらも、こちらもといかない現状を理解していただきたい。

組合)東京支店車両課の稼働率が 70%になり、スカニアも特殊車両と言えるのではないかと。特殊車両手当てや、緊急救援手当て等を案として、支給しては、どうか。

会社)現時点では、まだ明確にお答え出来ない。しかし、車両課の人材が不足している、採用を募集しても、応募がないということは認識している。

J R バス関東で働く仲間を一つに！